

● 区域区分

区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）、いわゆる線引き制度は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和等、地域の実情に即した都市計画を樹立していく上で根幹をなすものであり、本市を含む5市3町で構成する徳島東部都市計画区域で定めています。

- ・ **市街化区域**……………すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- ・ **市街化調整区域**……………市街化を抑制すべき区域

(1) 現況

種別	年月日	告示番号	面積 (約ha)	備考
市街化区域	R5. 3. 24	県告示第104号	3,950	S46. 5. 7 県告示第 343号 (当初)
市街化調整区域				S54. 11. 30 県告示第1032号 (変更)
			S62. 9. 29 県告示第 769号 (変更)	
			H 8. 3. 29 県告示第 170号 (変更)	
			H16. 12. 28 県告示第1195号 (変更)	
			H24. 5. 30 県告示第 428号 (変更)	
H30. 3. 28 県告示第 206号 (変更)				
			15,202	

(2) 都市計画区域・市街化区域・市街化調整区域の変遷

年月日	告示番号	内 容
S 2. 4. 1	勅令 35 号	旧都市計画法第2条の規定による都市計画法適用都市の指定
S 3. 10. 20	内務大臣公告	徳島市、八万村、加茂名町、加茂村（吉野川及び鮎喰川左岸を除く）をあわせ、徳島都市計画区域として認可 [その後、数次にわたり市域を拡大]
S46. 5. 6	県 339号	市域全域を「徳島東部都市計画区域（4市6町、約52,152ha）」として指定
S46. 5. 7	県 343号	徳島市 都市計画区域 約18,744ha 市街化区域 約 3,680ha 市街化調整区域 約15,064ha
S54. 11. 30	県1032号	徳島市 都市計画区域 約18,814ha 市街化区域 約 3,708ha 市街化調整区域 約15,106ha
S62. 9. 29	県 769号	徳島市 都市計画区域 約18,814ha 市街化区域 約 3,712ha 市街化調整区域 約15,102ha
H 8. 3. 29	県 170号	徳島市 都市計画区域 約19,123ha 市街化区域 約 3,903ha 市街化調整区域 約15,220ha

H16. 12. 28	県1195号	徳島市	都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域	約19,123ha 約 3,905ha 約15,218ha
H24. 5. 30	県428号	徳島市	都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域	約19,139ha 約 3,905ha 約15,234ha
H30. 3. 28	県 206号	徳島市	都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域	約19,139ha 約 3,918ha 約15,221ha
R 5. 3. 24	県 104号	徳島市	都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域	約19,152ha 約 3,950ha 約15,202ha